

総社市人材育成山本あすなろ基金奨学金 奨学生募集案内
(令和8年4月入学分)

総社市人材育成山本あすなろ基金奨学金奨学生（第1期生）を募集します。

【趣 旨】

総社市人材育成山本あすなろ基金奨学金制度は、総社市民の山本啓典氏及び山本紀久子氏からの寄附金を原資とし、経済的な理由で修学が困難な学生の方を対象として、大学進学を目指す皆さんを応援することにより、未来を担う人材を育成することを目的とするものです。

1 採用予定人数

3名（令和8年4月に大学（大学院及び短期大学を除く。）に進学予定の方で下記3の要件に該当する方）

2 給付額及び給付期間

（1）給付額 年額90万円（1人当たり）※ 給付型の奨学金（返済不要）です。

（2）給付期間 4年間（6年制大学に進学の場合も給付期間は4年間です。）

3 給付要件

（1）申請日以前1年以上前から、総社市に住所を有し、かつ、在住していること。

（2）高等学校3学年（中等教育学校にあっては後期課程3学年）1学期又は前期までの全履修科目について、5段階評価での平均評点が3.5以上又は、高等学校卒業程度認定試験合格時の評点が全てB以上であること。

（3）父、母又は養育者が、申請者に係る児童扶養手当を受給している方

（4）令和7年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯（※）であること。

（5）令和8年4月において大学に在学していること。

（6）世帯（※）の世帯員に市税等の滞納がないこと。

※ 申請者と児童扶養手当受給者が別世帯である場合には、児童扶養手当受給者の属する世帯を含みます。

4 申込受付期間・書類提出先

（1）申込受付期間 令和7年10月1日（水）～11月28日（金）まで

（2）申込書類提出先 総社市教育委員会 教育部 教育総務課
総社市中央一丁目1番1号 総社市役所3階 30番窓口
電話 0866-92-8353

5 申込書類

- (1) 総社市人材育成山本あすなろ基金奨学金給付申請書
- (2) 奨学生推薦調書（高等学校又は中等教育学校に在籍されている者のみ）
- (3) 成績証明書

※ 高等学校3学年（中等教育学校後期課程3学年）の1学期（前期）までの全履修科目の学業成績が反映された成績証明書又は「高等学校卒業程度認定試験」の合格証明書の写し

- (4) 小論文（800字以内。鉛筆で所定の用紙に書いてください。生成AIは使用禁止。）
- (5) 総社市社会福祉事務所長が発行する「児童扶養手当証書」の写し

6 申込みから奨学金給付まで

- (1) 奨学生の選考…… 令和7年12月に選考委員会を開催します。
- (2) 給付の内定……… 令和7年12月末までに選考結果を通知します。
- (3) 書類の提出……… 令和8年4月上旬を目途に、在学証明書や口座振込依頼書等の書類を提出していただきます。（振込口座は本人名義に限ります。）
- (4) 給付決定……… 令和8年4月末日までに、給付日程等について通知します。
- (5) 奨学金給付……… 前期（4月又は5月）と後期（9月）の年2回に分け、指定口座へ45万円ずつ振り込みます。
- (6) 継続手続……… 2年次以降の大学在学中は、毎年4月に成績証明書（前年度分）と在学証明書（進級後）を提出していただきます。

7 注意事項

- (1) 本奨学金を御検討の際は、提出書類等の確認のため、事前に窓口へ御相談いただくことをお勧めします。
- (2) 市において、給付要件に係る必要な事項を確認できない場合は、申請者において必要な書類を提出してください。
- (3) 給付内定者が大学に進学しなかったときは、内定を取り消します。その状況によっては、その年度の応募者から繰上内定を行うことがあります。（繰上内定は、給付要件を満たしている方に限ります。二次募集は原則として行いません。）
- (4) 留年・休学・転学した場合又は退学・停学の処分を受けた場合
 - ① 事実を証する書類を持参の上、その旨を教育委員会に報告してください。
 - ② 留年・休学・停学の期間中は奨学金の給付を停止します。なお、進級・復学の事実が確認できたときに給付を再開します。（事実を証する書類を持参の上、その旨を教育委員会へ報告してください。）
 - ③ 休学を伴う長期間の留学を計画する際は、必ず事前に窓口へ御相談ください。
 - ④ 転学又は退学したときは、教育委員会が正当な理由があると認めた場合を除き、転学又は退学した日の属する年度以後に給付を受けた奨学金を直ちに返還していただきます。